

# I 佐久市協働のまちづくり行動計画策定の背景と目的

## ～新たな公～市民との協働のまちづくりを実践します

本格的な地方分権時代の到来から10年余り。社会経済構造が大きく変化し、市民の価値観や生活スタイルも一層多様化する中、自治体には、自己決定・自己責任の下で、健全で特色あるまちづくりを行うことが求められてきました。

本市においても経済、保健、福祉、環境、教育など様々な課題に対し、区（自治会）やボランティア等の市民活動団体、事業者など地域で生活する皆さんと協力しながら、市民のニーズに答える施策の展開を図ってきました。

一方、市民においても、解決すべき「公」の課題に目を向け、各分野で積極的な活動が行われてきており、近年では、行政とともに社会参画を図ろうとする気運がさらに高まっています。

これからは、行政だけでは解決が難しい課題が、さらに増えてくることが予想されます。これまで行政が担ってきた「公」の領域を、多様な価値観を持つ市民と行政が共に担う「新たな公」として位置づけ、市民と行政が心をつなぐ<sup>えいち</sup>叡智を結集し、互いにパートナーとして尊重し合い、それぞれが持つ役割と責任を認識しながら、地域の特色を活かした魅力あふれる「協働のまちづくり」を行っていくことが重要となります。

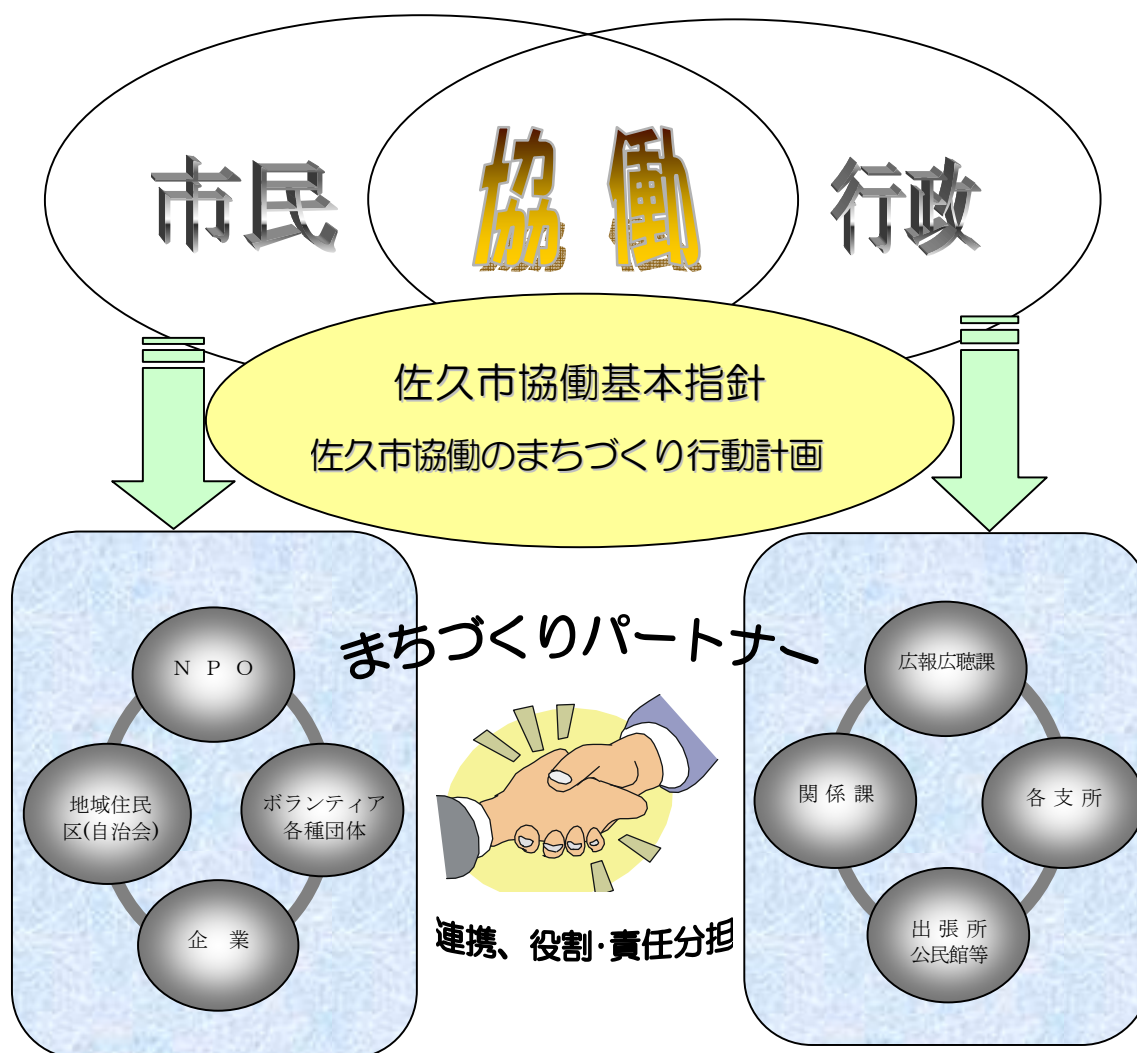
『佐久市協働のまちづくり行動計画（以下「行動計画」といいます。）』は、佐久市協働基本指針（以下「指針」といいます。）の基本方針に基づく取組項目を定め、市民との協働のまちづくりを実践するために策定するものです。



## Ⅱ 行動計画の期間

行動計画の期間は、本市のまちづくりにとって最上位計画である『第一次佐久市総合計画』の期間（平成19年度から平成28年度まで）との整合を図り、平成23年度から平成28年度までの6年間とします。

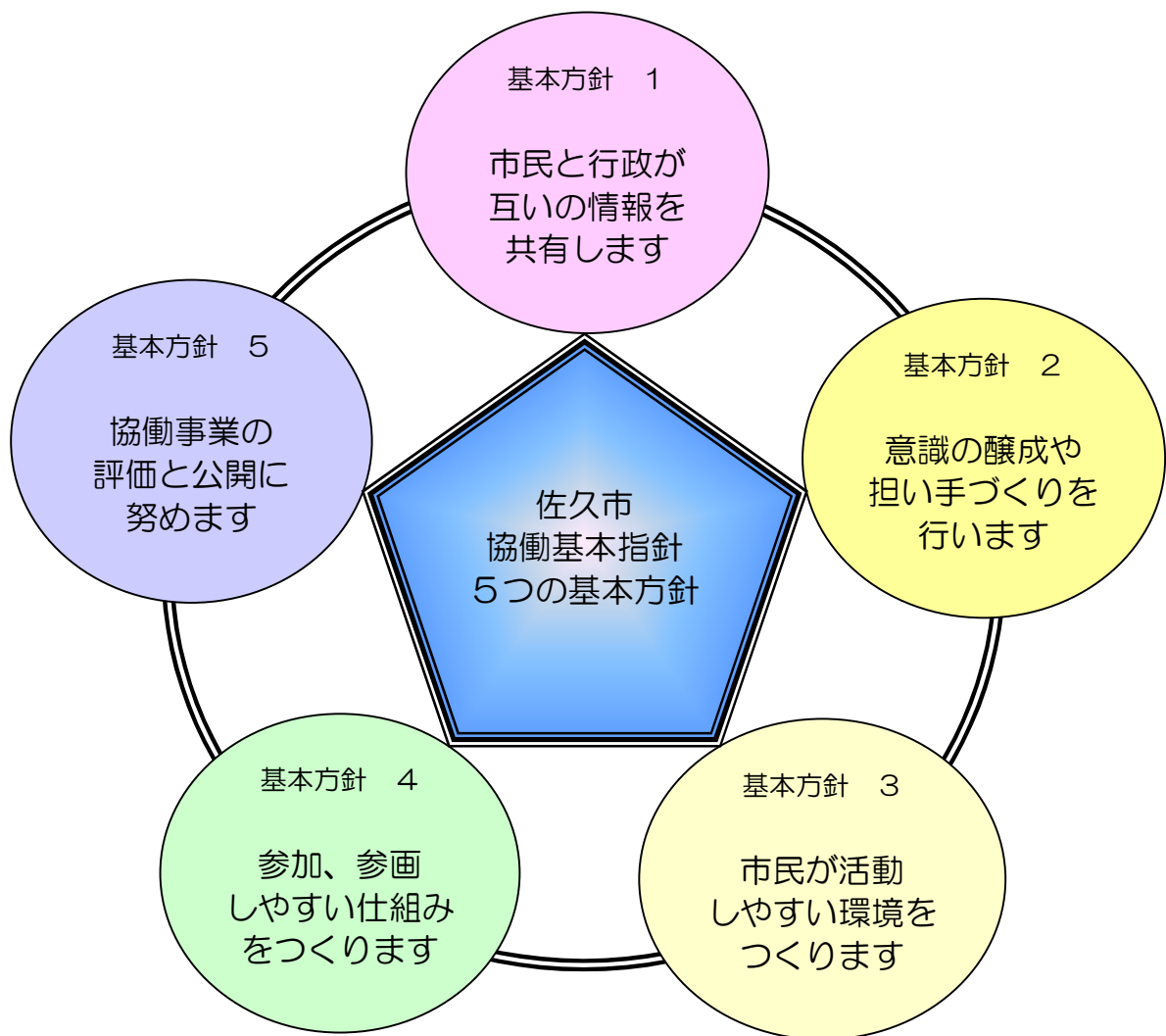
## Ⅲ 佐久市協働のまちづくりのイメージ



※ 市民…個人としての市民ばかりでなく、個人や地域が主体的に組織的な活動を行う団体、企業などの法人、この場合の個人の国籍のいかんは問いません。

## IV 佐久市協働のまちづくりの5つの基本方針

本市では、指針で定めた5つの基本方針に基づく取組項目を定め、協働のまちづくりを推進します。



## 基本方針1 市民と行政が互いの情報を共有します

### 【取組方針】

- 市民と行政が、互いの情報を共有する機会や手段を充実させます。
- 広報紙、ホームページ、情報提供コーナーなどを活用して情報の共有に努め、まちづくりについて市民と行政がともに考える社会の実現を目指します。

### 【取組項目】

#### 1 情報提供コーナーの設置と協働のネットワークづくり

市内公共施設に協働に関する情報提供コーナーを常設し、積極的な情報の発信・交流に努めます。また、今後設置予定の「佐久市市民活動サポートセンター（仮称）（以下「市民活動サポートセンター」といいます。）」は、地域、NPO、ボランティア団体、企業、市などを結ぶネットワークの拠点になるものとして期待されています。

この市民活動サポートセンターを中心とした「支援ネット」等により、子育てや教育、高齢者・障害者福祉、防犯や防災といった様々なまちづくりの分野において情報交流ネットワークの構築を図り、人と人との交流を促進します。

#### 2 地域に密着したマスメディアへの情報提供

佐久ケーブルテレビは市内の放送エリアが拡大し、加入者も年々増加しています。また、FMさくだいらも地域のラジオ局として市民に親しまれています。

これらマスメディアに対し、市の情報や協働事業に関するイベントなどの積極的な情報提供を行っていくとともに、放送枠の拡大の検討など、市民が視聴する機会が増えるよう、さらなる行政情報の発信に努めます。

### 3 市広報紙「広報佐久」の活用

市民が情報を得る機会の最も多い市広報紙を活用し、行政情報及び市民活動情報の定期的な掲載を実施します。

掲載内容については、市や国・県からのお知らせのほか、市民活動団体※の紹介や公益活動情報等のコーナーを設置していきます。なお、市民活動団体の紹介については、団体登録を行うことにより順次紹介できるしくみを整え実施します。

### 4 市ホームページの充実と情報の交流

インターネットは、情報の詳細を提供することが可能で、双方向による情報交流も行うことができるので、重要な情報共有手段となっています。

市ホームページへのアクセス件数は、平成21年度は約60万件で、インターネットも普及した最近5年間では、毎年約6万件、10%程度増加しています。

平成22年度には、市ホームページをリニューアルし、内容のさらなる充実を行いました。また、トップページに各分野別の項目を設け、「市民協働」サイトも新設しました。

最新情報は速やかに更新し、また、市民が知りたい情報のわかりやすい掲載に努めることにより、利用者も増え、これまで以上に多くの市民との情報交流ができることから、市ホームページについては、今後も内容の充実を図っていきます。



---

※ 市民活動団体・・・市民の自主的な参加に基づき、営利を目的としないで活動を行う自立的グループ・団体などをいいます。なお、本行動計画で言う市民活動団体の要件は、事務所が市内にあること、活動が市内で行われていることなど、指針において定めています。

## 基本方針２ 意識の醸成や担い手づくりを行います

### 【取組方針】

- 協働について積極的に周知していくとともに、協働に関する研修会等を実施し、協働を担う人材育成に努めます。
- 職員研修を実施し、市職員の協働意識をより高め、職員のコーディネート能力の充実に努めます。

### 【取組項目】

#### 1 各種イベントへの参加等による意識の醸成

協働のまちづくりは、佐久市の主権者である市民の理解と行動から始まります。

そして、市民が協働の一方の主体であり、まちづくりの当事者であるという意識の醸成が大切です。

市内では、市主催の行事のほか、年間を通じて市民が主催するボランティア活動や地域コミュニティイベント等が開催されています。これらの機会を活用し、協働について積極的に周知していくとともに、協働に関する研修会等を行い、参加のきっかけづくりや人材育成を支援し、協働の普及促進を図ります。

#### 2 市職員研修会の開催

協働のもう一方の主体となる行政においても、協働推進に対する理解を深め、統一した意識のもと行動していくことが重要になります。

職員が執務の中で「協働」を実践できる能力を養うことを目的に、職員を対象とした研修会を定期的実施し、職員相互間で「協働」に対する意識の相違が起こらぬよう、また、全員が協働の担当者としてまちづくりを積極的に展開できるよう意識の浸透を図ります。

## 基本方針3 市民が活動しやすい環境をつくります

### 【取組方針】

- 地域のことは地域で解決できるまちづくりを目指し、地域住民が主体となって活動する組織などを支援していきます。
- 市民活動団体などの育成及び活動の充実を図るため、市民が活動しやすい環境づくりに努めます。
- 市民活動を支援するため、市民活動の拠点（市民活動サポートセンター）を設置し、地域、NPO、企業、市などを結ぶネットワークづくりを推進します。

### 【取組項目】

#### 1 市民活動サポートセンターの設置

##### （1）市民活動サポートセンターの役割

市民活動が地域に根ざした活発で持続的なものとなるためには、市民相互の連携や協力関係を築いていくことが重要です。地域で活動する多様な担い手が集い、情報を交換・共有する場所として、また、人と人をつなぐ仕組みづくりなど、市民活動をサポートしていく組織づくりが必要なことから、市では、平成24年度に市民活動サポートセンターを設置します。

この市民活動サポートセンターは、市民と市民、市民と行政が情報を共有し連携を強化するとともに、市民による自主的な公益的活動の支援を行うなど、市民活動ネットワークの拠点として、協働のまちづくりの推進に大きな役割を果たします。

##### （2）市民活動サポートセンターの基本的な機能

佐久市にふさわしい市民活動サポートセンターのあり方については、市民の皆さんが参加する協働による計画づくりとして、ワークショップによる研究検討が、平成22年2月から行われてきました。この研究検討結果を基に「佐久市市民活動ネットワークの拠点設置計画等検討委員会」において報告書をまとめ、市に報告されています。

報告書では、次の3つのキーワードを基に、市民活動サポートセンターの基本的な機能などをまとめています。

### キーワード

- 「支える」 ～ 課題の解決を支える拠点
- 「つなぐ」 ～ 人と人が交流し結びつく拠点
- 「広める」 ～ 市民活動を発展させる拠点

## ア 機能

市民活動サポートセンターでは、次の5つの機能を持ちます。

- (ア) 情報収集・提供・発信
- (イ) 相談・コーディネート※
- (ウ) 活動場所の提供
- (エ) 交流・講座
- (オ) 機材貸出



## イ 運営体制

市民活動サポートセンターの運営に関しては、市民と市が持つ資源や人材の活用、連携が不可欠であることから、開設にあたっては、市民で構成された組織と市職員による、市民と行政の協働運営でスタートします。

なお、運営や利用者のサポートをするボランティアスタッフなど、幅広い市民が参加できる体制や、運営業務を推進するための仕組み、透明性・公平性を保つための仕組みを整えていきます。

## ウ 運営のステップ

市民活動サポートセンターは、実現可能な形でスタートし、運営する中で成長していきます。

アの5つの機能のうち「情報収集・提供・発信」「相談・コーディネート」「活動場所の提供」に絞り込み開設します。「交流・講座」「機材貸出」については、運営する中で聴取した情報などから検討し、整備していくものとなります。

---

※ コーディネート…統合したり調整したりして、全体の統一を図ることをいいます。



## 2 市民主体の協働事業の積極的な推進

「協働」とは、近年使われ始めた言葉ですが、行政に関する様々な連絡や周知について、区に協力を依頼したり、地域住民・ボランティア・各種団体による環境美化・福祉活動、観光イベントの開催など、市民と行政の協働のまちづくりは身近な場所で以前から行われてきています。

最近では、区や商店街との連携による歩道の街路樹や公園等の美化活動、農業体験による地域住民と都市住民との交流、さらに、地域住民と商工会の協力による特産品の開発など、市民が主体となって活動する協働事業が実施されています。

今後もワークショップや意見交換会等を開催して各地域が抱えているまちづくりに関する課題の把握に努め、その課題を地域で解決できる最も効果的な方法を市民とともに考えていきます。

そして、協働のパートナーとして、市民が活動しやすい環境となるよう、適切な役割・責任分担とともに事業に適した支援を行い、市民主体の協働事業を推進していきます。

## 3 協働イベントの開催による参加機会の増加

市民活動サポートセンターと連携し、協働に関するイベントの共催等を行い、自主的参加のきっかけづくりを支援するとともに、協働の普及促進を図ります。

協働イベントとしては、「市民活動フェスタ」の実施等が有効と考えます。

市民活動サポートセンター・市担当部局の協力・支援のもと、市民活動団体で組織する実行委員会等でイベントを企画し市民に呼び掛け、体験コーナーや舞台、作品の展示・販売等を行うことにより、これまであまり市民活動に関心のなかった市民との距離も緊密になります。毎年継続的に実施していくことができれば、さらに協働の輪が広がります。

#### 4 情報提供コーナーの設置と協働のネットワークづくり【再掲】

市内公共施設に協働に関する情報提供コーナーを常設し、積極的な情報の発信・交流に努めます。また、今後設置予定の市民活動サポートセンターは、地域、NPO、ボランティア団体、企業、市などを結ぶネットワークの拠点になるものとして期待されています。

この市民活動サポートセンターを中心とした「支援ネット」等により、子育てや教育、高齢者・障害者福祉、防犯や防災といった様々なまちづくりの分野において情報交流ネットワークの構築を図り、人と人との交流を促進します。



## 基本方針4 参加、参画しやすい仕組みをつくります

### 【取組方針】

- 審議会等委員の公募、市民から幅広く意見を聴くためのパブリックコメント等の適切な運用に努めるとともに、ワークショップについても積極的な活用をしていきます。
- みんなが参加しやすい施策の展開を進め、広聴機能の充実を図ります。

### 【取組項目】

#### 1 市民会議等におけるワークショップの積極的な活用

これまでの市民参加型の会議等は、行政が原案を市民に提示して話し合いが行われるケースが多く、時として「市民対行政」という対立・批判型の一方通行的な関係になりがちでした。

ワークショップでは、そこに参加する市民と行政が達成目標を共有し、お互いの考えや立場を尊重して意見や提案をまとめていくプロセス（過程）を重視するため、市民と行政の関係が緊密になり、双方が納得しながら合意形成がなされることが期待されることから、協働のまちづくりを進めていくうえで大変有効な手段になります。

今後は、市民参加による研究・検討会議等にはワークショップ手法を積極的に取り入れ市民の参加機会の拡充を図り、協働のまちづくりを推進します。

#### 2 協働事業公募制度の導入

協働は、「行政だけ」、「市民だけ」では解決できない課題に対して、互いに協力し、補い合って解決へ向かう取り組みであることから、協働事業の推進に当たっては、互いに提案を行える制度を整えておくことが必要です。

そこで市では、平成23年度から、市民と行政がお互いの提案に基づく協働事業を公募により実施します。

事業実施に当たっては、その内容、役割分担など、事業実施者と関係所管課との綿密な協議が必要であり、協働に対する意識統一と連携が不可欠になってきます。市は協働パートナーに対し、事業に適した技術的協力及び財政的支援を行います。

## ＜協働事業公募制度の種類＞

### （１）市民提案制度（市民から行政へ）

市民から、新たな取り組みとして市民が主体となって実施する協働事業の提案を受ける制度です。

市民の持つ豊富なアイデア、ネットワークを活かし、地域課題解決に向けた思いを提案事業として募集し、事業の公益性、効果等の審査・選考を行い、事業を決定します。

市民提案制度は、単年度の協働事業として予算の範囲内にて実施します。なお、事業の詳細は、要綱により定めていきます。

#### ア 対象となる事業

提案事業の対象となるには、地域の社会的な課題を解決するために市民と市が協働して行う事業であることが必要です。研究・親睦・営利目的であったり、他団体から助成を受けている事業等は対象となりません。

#### イ 支援対象経費

団体の運営・管理に関する経費等を除き、事業に要する経費を対象とします。

#### ウ 提案者の要件

協働事業の提案者の要件は、協働のまちづくりに関心があり、事業を実施できる市民活動団体とします。

### （２）事業者募集制度（行政から市民へ）

市が新たな事業を始めようとするとき、また、従来行ってきた事業の見直し作業を行うときは、民間活力の導入による効果を常に考えながら検討することが大切です。

その検討により、事業そのものを市民が主体となって実施した方が効果が期待できるものについて協働事業として決定し、広く事業者を募集する場合にこの制度を適用します。

### 3 広聴機能の充実

市民のニーズを的確に把握するため、市政や行政サービスに対し市民から幅広く意見を聴ける制度の充実に努めます。

各種審議会や委員会の委員選考については、当該計画等の策定段階からともにかえることができるよう、原則として市民公募を取り入れます。また、計画の原案等については広く市民に公表してパブリックコメントを実施し、市民意見を反映していきます。

また、定期的に行っている市政懇談会、市政モニター、子ども議会、市内施設見学、東京モーニング\*は、様々な年齢層から意見をいただいております、市政運営に活かされています。今後もこれら制度の適切な運用に努めます。



---

※ 東京モーニング…東京で行われる佐久市施策報告会です。首都圏在住の市人会会員をはじめ、佐久市にゆかりのある方に呼び掛け、外からの視点で「ふるさと佐久」に対する意見や提言をいただき、市政に活かしていくことを目的としています。

## 基本方針5 協働事業の評価と公開に努めます

### 【取組方針】

○当事者間（市民と行政）の相互評価により、協働事業のあり方や成果について、常に検討を加え、協働事業の充実を図り、適正な評価・公表が行われるようにしていきます。

### 【取組項目】

#### 1 事業実施における相互評価

協働は、その目的、役割分担、課題等を明確にすることが重要です。そして、事業実施においては話し合いを重ね、緊密に連携して活動するとともに、事業実施後には成果を評価し合い、次の協働に向けて改善を図るなど常に検討を加え、協働事業の充実を図ります。

#### 2 協働のまちづくり推進会議の設置

協働のまちづくりを定着させ、具体的に進めていくためには、「協働」を理解し推進しやすい組織体制を整備していく必要があります。

これからのまちづくりは、行政だけでなく、パートナーである市民の判断と責任ある実行も求められてくることから、市民が「協働」に関する施策について検討し、市へ提言等を行うことができる「協働のまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）」を設置します。

この「推進会議」は、協働のまちづくりを効果的かつ計画的に推進するとともに、市民活動の促進を図ることを目的に、次に掲げる事項について検討するものとします。

- (1) 協働のまちづくりの施策・事業の推進に関すること。
- (2) 公募による協働事業の事前審査に関すること。
- (3) 市民提案による協働事業の実施評価に関すること。
- (4) 佐久市協働基本指針及び佐久市協働のまちづくり行動計画に関すること。

### 3 協働事業の審査、評価及び公表

市民と行政が互いの立場を理解・尊重しつつ信頼関係を深めて協働事業を実施するためには、事業の透明性が求められます。事業目的やその内容、効果などについて説明し、誰もが理解し納得したうえで事業を実施することができるよう、積極的な情報公開に努めます。

公募による協働事業については、基本方針4で述べたとおり、「市民提案制度」と「事業者募集制度」の2種類の事業があります。この情報公開の方法としては、推進会議による審査及び評価を行い、公表していくことが最適と考え、それぞれ次のとおり進めていきます。

#### (1) 市民提案制度（市民から行政へ）の場合

市民から新たな協働として提案された事業については、関係所管課及び庁内で情報を共有のうえ、推進会議において公開プレゼンテーション（審査会議）を実施します。推進会議では、事業の公益性や役割分担の妥当性、事業効果など、提案事業の内容全般にわたる審査を行って支援候補事業を選考し、市が支援事業を決定します。

また、事業終了の際には、推進会議において公開報告会を開催し事業評価を行うとともに、その内容を公表します。

#### (2) 事業者募集制度（行政から市民へ）の場合

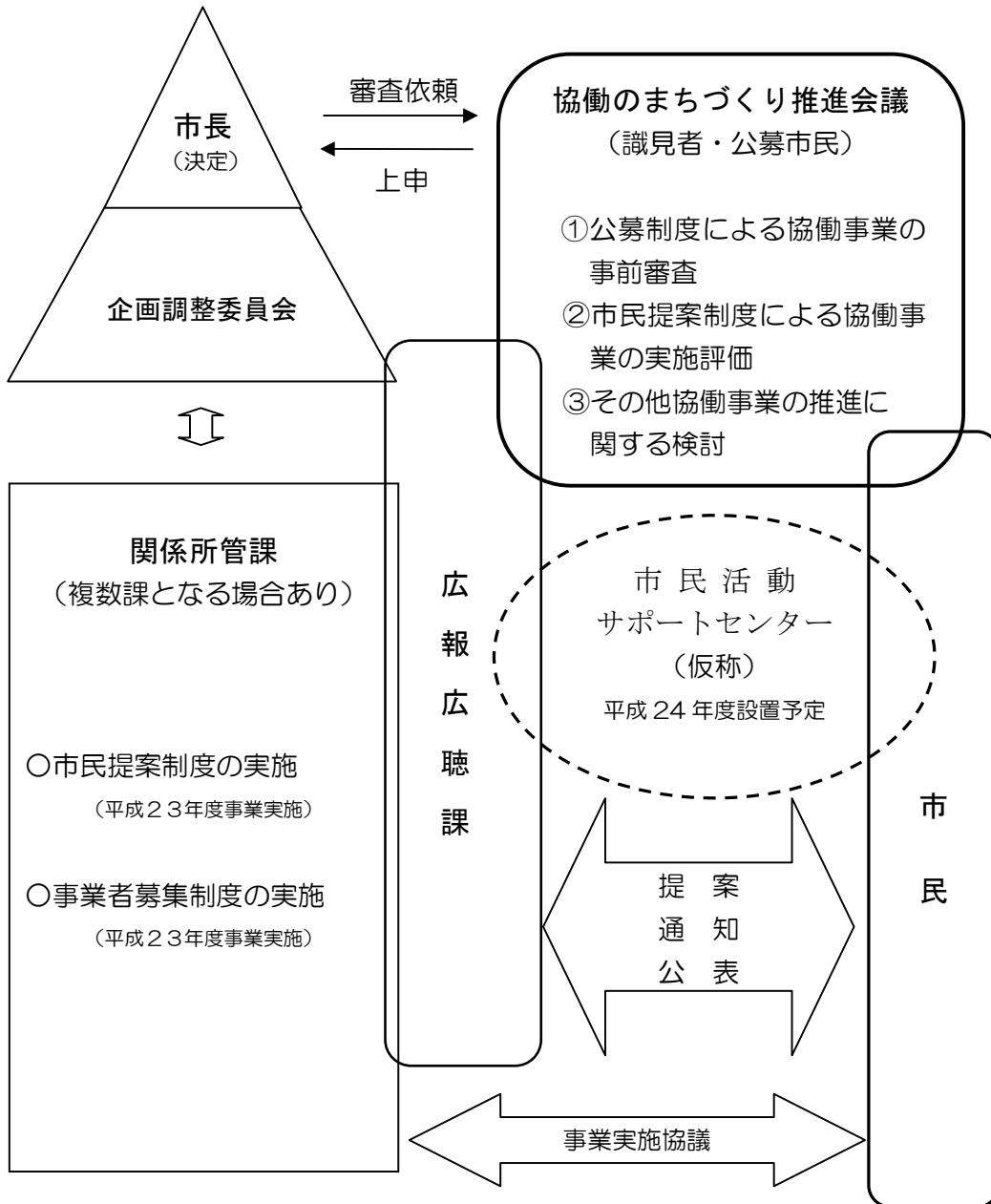
市が事業内容を決定し、広く事業者を募集した協働事業については、推進会議において公開プレゼンテーション（審査会議）を実施して事業内容にふさわしい事業候補者を選考し、市が事業者を決定します。

そして、事業終了の際には、協働パートナーである事業者と関係所管課において相互評価を実施し、その内容を推進会議へ報告するとともに公表を行います。

## V 參考資料



## 協働事業の実施における組織体制図



## 市民提案制度による協働事業スケジュール

年 月		提案者 (協働事業者)	関係所管課 (協働事業者)	広報広聴課 (事務局)	協働のまちづくり 推進会議 (市民)
前 年 度	1月 ～ 3月	提案事業申請		予算措置 募集開始	
	庁内情報共有				
事 業 実 施 年 度	4月	<b>公開プレゼンテーション</b>			
	5月 ～ 3月		事業実施	技術的協力	支援金額確定 支援金給付
翌 年 度	相互評価		公開報告会		
				選定結果通知・公表	

○佐久市協働のまちづくり行動計画策定委員会設置要綱

平成22年6月1日告示第122号

(設置)

**第1条** 佐久市協働基本指針に基づき、市民と行政の協働施策の推進に向けた行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため、佐久市協働のまちづくり行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 委員会は、行動計画の策定に関し必要な調査及び検討を行い、その成果を市長に報告するものとする。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 民間諸団体の代表者又は職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、企画部広報広聴課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(佐久市協働基本指針策定委員会設置要綱の廃止)

2 佐久市協働基本指針策定委員会設置要綱（平成21年佐久市告示第74号）は、廃止する。

## 佐久市協働のまちづくり行動計画策定委員会

### 委員名簿

職	氏名	推薦団体等
委員長	白井 汪芳	信州短期大学学長
副委員長	平野 知信	佐久市区長会長
委員	内藤 治伸	市民公募
委員	高地 隆	市民公募
委員	土屋 しのぶ	男女共生ネットワーク 会長
委員	茂原 仙次	社会福祉協議会 会長
委員	上原 明彦	PTA連合会
委員	町田 文一	ボランティア 連絡協議会
委員	臼田 けさ江	ボランティア 連絡協議会
委員	小平 博	佐久青年会議所 理事長 (～平成22年12月)
	北澤 幸人	佐久青年会議所 理事長 (平成23年1月～)
委員	横森 英世	NPO法人 ピアほっとさく
委員	桜井 健太郎	NPO法人 ウィズハートさく



佐久市  
協働のまちづくり行動計画